

★もらう人に内緒の贈与は贈与？

来年1月1日からの相続税増税への有効な対応策として、「生前贈与」が注目されています。法律に則った「贈与」を行い、暦年課税制度（毎年1月1日～12月31日までの1年間に110万円を超える贈与を受けた場合に贈与税が課税される制度）により贈与税申告を行えば、相続や遺贈で財産を取得する人が受ける相続開始直前3年内の贈与を除き、相続税は減少します。

一方で、子供や孫に本当に財産を贈与をするといういろいろな心配なので、贈与の相手方に「内緒」で贈与しようという話も聞こえてきます。

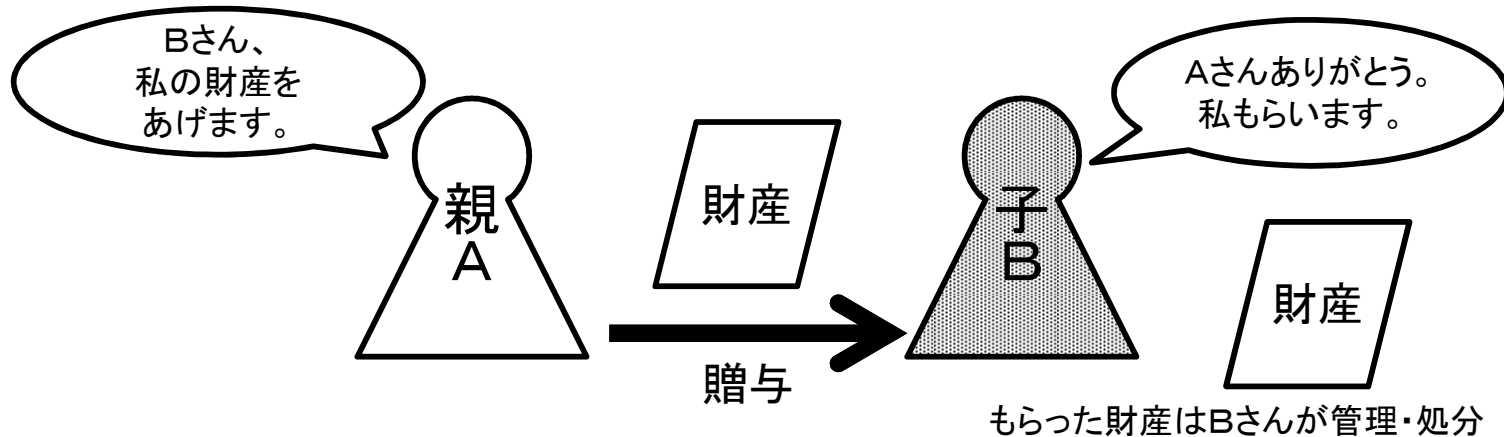
はたして「内緒」の贈与は、相続対策で有効なのでしょうか？ (長掛栄一)

◎そもそも「贈与」とは

相続税対策の一環としてなされる「贈与」の概念は、どこで定められているのでしょうか？

答えは「民法」です。実際、民法では、贈与は次のように定義づけられています。

<民法における「贈与」の概念>



<贈与の成立要件>①～③の全てが行われて初めて贈与が成立します

①財産を贈与する人による「贈与」の意思表示

・・・「Bさんに財産を無償であげます」

②財産の贈与を受ける人による贈与を「受諾」する意思表示

・・・「Aさんから財産の贈与を受けます」

③贈与する財産を受贈者（贈与を受ける人）に引き渡す

・・・財産は贈与を受けた人が自由に管理・処分できる状態にする

◎内緒の贈与は、税務上どのような取扱いに・・・

それでは、もらう人に内緒の贈与は、税務上どのような取扱いとなるのでしょうか？

もらう人に内緒の贈与をした場合、贈与の成立要件である上記贈与の成立要件のうち②、③が履行されていないこととなります。すなわち、法律上贈与は「成立していない」こととなります。また、実際に正しい贈与が行われていたかどうかの税務当局の確認は、贈与をした人の相続税申告書提出後の相続税の税務調査で行われることがほとんどです。

税務調査の際に、税務当局からの贈与に関する質問に対し、内緒の贈与の相手方である相続人等が「被相続人から贈与を受けたことはありません」「そのような贈与は知りません」等と回答したとしましょう。この場合、税務当局は生前に贈与はなかったと認定し、内緒の贈与の対象となった財産は、被相続人の遺産であるとして、相続税の修正申告を求めてきます。

これでは、相続対策として行ってきたはずの「内緒の贈与」は何の意味も持たなくなります。皆さんには、このような失敗のないよう、相手方が「贈与を受けた」ときちんと認識のできる「正しい贈与」を是非とも行っていただきたいものです。